四　学校卒業見込者等が希望する地域等で働ける環境の整備 青少年が、希望する働き方を選択し、自ら主体的・継続的なキャリア形成を図ることを可能とするためには、より柔軟かつ多様な就業機会の選択肢が必要である。特に、仕事と生活の調和等の観点から、学校卒業段階で希望する地域で就職機会を得、その地域において中長期的にキャリア形成ができる環境整備が求められる。このため、事業主は、ＩＣＴ利活用の可能性も検討しつつ、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。 ㈠　地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入 学校卒業見込者等が一定の地域において働き続けることができるよう、広域的な事業拠点を有する企業は、一定の地域に限定して働ける勤務制度の導入を積極的に検討すること。 ㈡　キャリア展望に係る情報開示 学校卒業見込者等が適職を選択し、安定的に働き続けることができるよう、採用後の就業場所や職務内容等を限定した採用区分については、それぞれの選択肢ごとのキャリア形成の見通しなど、将来のキャリア展望に係る情報開示を積極的に行うこと。	（新設）

○厚生労働省告示第百六十四号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第五十条の十二第一項及び消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第百九十四条の規定に基づき、消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準（平成二十一年厚生労働省告示第四百四十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準は、同年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（定義） **第一条**　（略） 2～5　（略） 6　この告示において「基準時点の利付国庫債券（十年）応募者利回り」とは、基準時点前の直近に発行された利付国庫債券（十年）をその発行時から償還時まで保有した場合において得られる利回りをいう。 7　この告示において「基準時点の利付国庫債券（二十年）応募者利回り」とは、基準時点前の直近に発行された利付国庫債券（二十年）をその発行時から償還時まで保有した場合において得られる利回りをいう。 8　（略） （一号収支分析の実施） **第四条**　一号収支分析は毎事業年度行うものとし、一号収支分析が対象とする期間（第六条及び第七条において「一号分析期間」という。）は、基準時点から少なくとも十年間及び基準時点から全ての共済契約が消滅するまでの期間（以下「全期間」という。）の二種類とする。 2　共済計理人が合理的であると判断する場合は、前項の規定にかかわらず、全期間ではない期間を一号分析期間とすることができる。この場合において、共済計理人は、全期間に代えて、全期間ではない期間を一号分析期間とする旨及びそれが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。 3　前項の規定により全期間ではない期間を一号分析期間とする場合における第六条第六項、第七条第一項第三号及び同条第七項の規定の適用については、これらの規定中「全期間」とあるのは、「第四条第二項において規定する一号分析期間」とする。	（定義） **第一条**　（略） 2～5　（略） 6　この告示において「利付国庫債券（十年）応募者利回り」とは、利付国庫債券（十年）をその発行時から償還時まで保有した場合において得られる利回りをいう。 （新設） 7　（略） （一号収支分析の実施） **第四条**　一号収支分析は毎事業年度行うものとし、一号収支分析が対象とする期間（第六条及び第七条において「一号分析期間」という。）は、基準時点から少なくとも十年間とする。 （新設）